



あなたも今から 年金を増やせます!

▶ 問合せ 役場住民課

月々プラス400円 (付加年金)で増やす!

国民年金に加入中の人は希望により利用することができます。

月々の定額保険料に加えて、付加保険料(400円)をプラスして納めることで、65歳から受取る老齢基礎年金に付加年金分を上乗せして受取ることができます。

付加年金額の計算式 200円×付加保険料の納付月数

付加保険料を5年間(60月)納めた場合

400円×60月=24,000円納めると
1年間に受取る付加年金額は

200円×60月=12,000円の増額(年間)

2年間で納めた金額と同額になり、その後は
お得です。

ポイント

- ・手続きした月の分から納めることができます
- ・国民年金基金に加入している人、第3号被保険者(厚生年金・共済組合の扶養の人)は、申込みできません
- ・自由に加入、脱退することができます(届出が必要)
手続きに必要なもの ①年金手帳 ②認印

60歳からの任意加入 で増やす!

60歳になってからお申込みください。

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳になるまでの40年間、保険料を納めなければ、満額の年金を受取ることができません。国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

ポイント

- ・任意加入は原則口座振替になります
- ・手続きした月の分から納めることができます
- ・保険料免除等は利用できません
- ・老齢基礎年金を繰り上げ請求した場合は申込みできません

手続きに必要なもの

- ①年金手帳
- ②預金通帳
- ③預金通帳届出印
- ④認印
- ⑤共済年金に加入していた人はその加入期間数を証明するもの

国民年金保険料の納付が困難なときは…

保険料免除申請・若年者納付猶予・学生納付特例の手続きをお早めに!

所得が
少ない人は

保険料免除制度

本人・配偶者・世帯主の所得が少なく、
保険料の納付が困難なときは

30歳未満
の人は

若年者納付猶予制度

本人・配偶者の所得が少なく、
保険料の納付が困難なときは

学生の人は

学生納付特例制度

学生本人の前年所得が
118万以下の場合

役場住民課で申請をし、日本年金機構で前年所得等を審査して、承認されると

所得に応じて全額、4分の3、半額、
4分の1の納付が免除されます。

- ・「申請者本人」、「配偶者」、「世帯主」、
それぞれの前年所得が定められた
基準以下である必要があります
- ・承認期間：7月から翌年6月まで

保険料の納付が猶予されます。

- ・「申請者本人」、「配偶者」、それぞれ
の前年所得が定められた基準以下
である必要があります
- ・承認期間：7月から翌年6月まで

保険料の納付が猶予されます。

- ・大学(大学院)、短大、高等専門
学校、専修学校など
- ・承認期間：4月(または20歳誕生
月)から翌年3月まで